

幕百セナーヨ

別紙之通佐賀縣ヨリ附屬品引渡相咸候ニ付請取置申候  
此段御達申上候以上

未八月十九日

孟春艦

兵部省

御中

記

着發ホイス三拾ツ  
テ井ト同拾九ツ 入壹箱

一着發ホイス八拾四ツ入壹箱

一同五拾八ツ 入壹箱

海軍諸届

李六  
四  
五  
六  
七  
八  
九

0585

七拾封度前後規一ツ

四拾封度同 一ツ

二拾封度同 一ツ

針大小二拾八本 入壹箱

引綱金物附ニツ

口藥入ニツ

合藥庫鍵壹揃

一四拾封度後栓ニツ

一同用高下金物ニツ

一貳拾封度用後栓四ツ

一七拾封度用スロートル壹ツ

一スナイトル 銃三拾九丁

0586

一同用玉四千七百四拾五ツ 五箱入

一 三ツ保一本

一 胴亂二十一ツ

一 小碇壹丁

一 ワントスクリーフ壹ツ

一 真鎬座金物大小四拾九ツ

以上

0587

0588

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

<http://www.jacar.go.jp>